

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2008～2010

課題番号：20530080

研究課題名(和文) ヨーロッパ消費者法・消費者契約法の展開と日本法

研究課題名(英文) Developments of european consumer law and consumer contract law ,and Japanese law.

研究代表者

中田 邦博(NAKATA KUNIHIRO)

龍谷大学・大学院法務研究科(法科大学院)・教授

研究者番号：00222414

研究成果の概要(和文):

本研究の目的は、ヨーロッパにおける消費者法・消費者契約法の展開をフォローし、それとの対比の中で、現在の日本にとって「あるべき消費者法・消費者契約法の姿」を描き出しそうとするものである。

本研究において、ヨーロッパと日本が抱える消費者法、消費者契約法、広告規制法に関する具体的な問題を分析し、論文の形で公表した。さまざまな角度から、国内外の研究者と交流し問題を特定したことにより、本研究の内容を深化させることができた。

その結果、ヨーロッパにおいて消費者法の問題が私法領域に大きな影響を及ぼしていることを確認することができた。また、それによって、わが国の債権法改正作業、とりわけ契約法の現代化ないし改正の議論にとっての重要な示唆を獲得することができた。

研究成果の概要(英文):

This research's goal is to follow the developments in European Consumer and Consumer Contract Law. In relation to this the recent forms of ideal Consumer and Consumer Contract Law for Japan shall be pointed out.

The research will analyze concrete problems concerning Consumer Law, Consumer Contract Law and Advertisement Law, whom Japan and Europe are facing and publish it as an essay. By exchange between experts from within and outside of Japan the problems got identified from several angles and the content deepened. As a result it was possible to confirm a big influence of consumer-related issues on the whole area of Private Law in Europe. Furthermore some important indications for the reform-works on the law of obligations and especially the reform discussions on the modernisation of Contract Law in Japan were gained.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,500,000	1,050,000	4,550,000

研究分野：民法学

科研費の分科・細目：法学 民事法学

キーワード：ヨーロッパ私法、ヨーロッパ消費者法、消費者法、不正競争防止法、契約法

1. 研究開始当初の背景

本研究が対象とする不正競争防止法、消費者法・消費者契約法は、各国の文化的な特性や、経済取引の特殊性に規定されつつも、グローバル化した市場の展開に対応することが求められている。とりわけ、ヨーロッパは、域内市場を形成し、各加盟国の市場は、通貨統合以後、そうした拡大に対応することが求められている。

他方で、統一的な市場を形成するには、各国独自の法規制の多様性が障害となる。この間、20年ほどにわたる消費者関連の指令の蓄積は、近時の不公正商慣行指令や消費者信用指令といった法規制などにみられるように、統一的なヨーロッパ消費者法を形成しようとするヨーロッパレベルでの動きを促進し、各国私法・消費者法の規制のあり方に、大きな影響を及ぼすものとなっている。

ヨーロッパ委員会は、EU域内市場条件をさらに整備するために、EUレベルでの法的基盤整備の必要性を指摘している。市場条件・競争条件の平準化は、有効な競争を確保することにもつながる。EC指令による法の平準化作業の進展は、各国法の私法的側面にも影響を及ぼしている。

とりわけ、消費者保護を目的とした不公正商慣行指令は、各国の不正競争防止法に影響を及ぼすことになる。

さらに、この指令は、国内法化によって、各国の消費者法、民法にも浸透することになり、ひいてはヨーロッパ域内市場の競争条件に変化を生じさせるものとなる。

また、このような形で、EU消費者法が契約法にどのように影響を及ぼすことになるのかを見極めることは、EUの競争政策を理解するうえでも、またわが国での法発展を理解するためにも、きわめて重要な課題となる。海外でも研究がいくつかみられる。

ここでは、域内市場条件の整備の手段としてのヨーロッパ消費者契約法の形成の可能性を語るができる。その意味で、いわゆるアキ・グループの「ヨーロッパ共通契約法原則」は、ヨーロッパ共同体法の消費者法の構造を明らかにし、また契約法との関連を語ろうとする意図を有する研究としてみることができる。これは、ヨーロッパ委員会が定める予定の、いわゆる「共通参照枠」の形成を促進するものであり、分析の必要が高い素材となる。

本研究は、各国消費者法の現状を踏まえた上で、EU法レベルと国内法レベルで生じる複線的なヨーロッパ消費者法の生成現象を相関的に捉えようとするものである。その分析は、わが国の消費者法および消費者契約法の展開に大きな意味を持つことになると考えられる。以上が、本研究の背景となると

み、継続的な作業・分析が必要となる。

2. 研究の目的

ヨーロッパにおける消費者法・消費者契約法の展開をフォローし、それとの対比の中で、現在の日本にとって「あるべき消費者法・消費者契約法の姿」を描き出そうとするものである。それによって、わが国の債権法改正作業、とりわけ契約法の現代化ないし改正の議論にとって重要な示唆を得ることを意図している。

3. 研究の方法

第1は、EUレベルでの消費者法の現代の変容の分析である。消費者保護法関連の指令の集積によって、ヨーロッパ委員会は、ヨーロッパ消費者の統合的再構築を提起していくにEU消費者保護政策の展開を把握するには、る。と不公正取引方法指令、消費者信用法指令の分析が重要となる。

第2は、上記のヨーロッパレベルでの展開を柱に、それに対応する各国の消費者法の展開、とりわけ各国の不正競争防止法の果たすべき役割が注目される。

とりわけ、この点については、公正な競争市場を確保することを主目的としてきた不正競争防止法が、とくに競争事業者の利益保護、競争秩序の確保、消費者の利益の保護といった三つの目的において、とくに消費者利益の確保のためにどのような発展を遂げるのかは、各国の法規制において検討されるべき重要なテーマとなる。

このテーマは、各国不正競争防止法に対するEU法の影響を探るという課題とも関連する問題設定である。

第3に、いずれの作業においても、消費者保護規制のあり方の分析は、「実体法」的側面と「手続法」的な側面からアプローチすることが要請される。

この点で、手続法研究者との共同研究が必要となる。具体的作業としては、近時のEUの消費者保護政策やEC指令が各国の競争法、民事法のレベルにいかなる変容をもたらしたのか、またどのような影響を与えているかに絞って研究を行うものとする。

4. 研究成果

本研究においては、ヨーロッパと日本が抱える消費者法、消費者契約法、広告規制法に関する具体的な問題を分析し、論文の形で公表した。さまざまな角度から、国内外の研究者と交流し問題を特定したことにより、本研究の内容を深化させることができた。そのための海外調査も積極的に行い、その成果は、国内のみならず、海外においても講演の形で発表した。具体的には以下の通りである。

研究会メンバーは、2010年10月には全南大学国際シンポジウムに参加し、日本における消費者法と一般契約法と題して報告した。また、2011年2月には Annual Kyushu University Law Conference 2011「コレクティブ・アクション 司法へのアクセスの強化および多層的な諸利益の調整？」において Recent Problems of Group Rights Protection for Consumers in Japan と題する報告も行った。

ヨーロッパ各国、とりわけ、イギリス、ドイツ、フランスについて積極的に情報を収集した。2010年8月には、研究会メンバーが、ハンブルク・マックスプランク研究所においてEUの消費者権利指令の内容と動向を調査し、資料収集とインタビューを行った。全体の研究を深めるために、国内外の研究者を招聘し、消費者法に関する定期的な研究会を開催した。とりわけ、同年11月には、消費者法学会、および他大学と協力し、ノルベルト・ライヒ教授およびハンス・ミクリッツ教授を招聘し、消費者法学会での講演会と東京および京都での研究会を組織し、開催・共催または開催に協力した。現在、公表のための準備を行っているところである。

その成果として、ヨーロッパにおいて消費者法の問題が私法領域に大きな影響を及ぼしていることを確認することができた。また、それによって、わが国の債権法改正作業、とりわけ契約法の現代化ないし改正の議論にとっての重要な示唆を得ることができた。すでにいくつかの成果については論文として学術雑誌等において公表した。現在、各研究年度の成果、および研究全体の成果について全体をまとめる作業を遂行しており、近いうちに研究助成を受けた上で一冊の本として公刊する準備を行っている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計7件)

HOTZ, Sandra (訳: 桑岡和久)・消費者を保護する特別な契約解消権との関係におけるヨーロッパ契約法と錯誤ルール - 日本、ドイツ、スイスの視点から - 龍谷大学社会科学年報・査読無・38号・2008・77-88

中田邦博・ドイツ債務法改正から日本民法改正をどのようにみるか」法律時報増刊『民法改正を考える』法律時報増刊・査読無・2008・27-30

中田邦博・契約の内容・履行過程と消費者法・現代消費者法・No.4・2009・24-37頁

中田邦博・ドイツにおける広告規制 2008年UWG改正の意義・現代消費者法・査読無・No.6・2009・24-37頁・41-50頁

Kunihiro Nakata ,Neuere Entwicklungen im japanischen Verbraucherrecht ,ZJapanR27, 査読無・2009,155ff.

中田邦博・「デート商法の公序良俗違反性とクレジットの過払金返還請求」・廣瀬久和、河上正二編『消費者法判例百選』、ジュリスト別冊・査読無・200号・2010・84-85頁

Kunihiro Nakata ・ Japanisches Verbrauchervertragsrecht ・ Zeitschrift fuer japanisches Recht ・ 査読有 ・ 30号 ・ 211-224頁

〔学会発表〕(計3件)

中田邦博・ヨーロッパ契約法・消費者法からみた債務不履行法・民法改正フォーラム・2009/3/30・明治大学

中田邦博・Contents and Performance of Contract and Consumer Law in Japan The Role of Consumer Contract Law・中国清华大学シンポジウム“Unification of Private Law in Europe and Its Influence in East Asia”・2009年10月11日・中国清华大学

中田邦博・Recent Problems of Group Rights Protection for Consumers in Japan ・ Annual Kyushu University Law Conference 2011「コレクティブ・アクション 司法へのアクセスの強化および多層的な諸利益の調整？」2011年2月11日・九州大学

〔図書〕(計2件)

川角由和・中田邦博他・ヨーロッパ私法の展開と課題・日本評論社・2008・697頁

潮見佳男・中田邦博・松岡久和編『18歳からはじめる民法』法律文化社・2010・101頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等
なし。

6 . 研究組織

(1)研究代表者

中田邦博 (NAKATA KUNIHIRO)
龍谷大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：00222414

(2)研究分担者

萩屋昌志 (HAGIYA MASASHI)
龍谷大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：90228388
若林三奈 (WAKABAYASHI MINA)
龍谷大学・法学部・准教授
研究者番号 00309048

(3)連携研究者

高嶋英弘 (TAKASHIMA HIDEHIRO)
京都産業・大学院法務研究科・教授
研究者番号：70216646

(4)研究協力者

HOTZ, Sandra (チューリヒ大学講師・研究員)
角田美穂子 (一橋大学教授)
桑岡和久 (甲南大学教授)
寺川永 (関西大学准教授)
鹿野菜穂子 (慶応義塾大学教授)
馬場圭太 (関西大学教授)